

警務甲達第44号
平成24年12月12日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

公益財団法人日本財団が行う犯罪被害者等に対する奨学金貸与事業に関する教示等
について

公益財団法人日本財団（以下「日本財団」という。）は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第20条に基づく主務省令で規定する支援支出金管理団体に金融庁から選定され、犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付事業（以下「奨学金貸与事業」という。）を行うこととなった。

当該事業については、犯罪被害者等の経済的支援制度として有益であることから、各警察署にあっては、犯罪被害者等への教示等について下記の点に留意し、誤りのないようにされたい。

記

- 1 奨学金貸与事業の対象と史料される犯罪被害者等を把握した場合は、当該事業の概要について適切に教示を行うこと。
- 2 奨学金貸与事業の教示に当たっては、無利息ではあるが返済義務が生じるものであること及びその実施主体が日本財団であることに留意し、申請を促したり、申請の可否、審査結果、奨学金の支給額等に関して予断を抱かせるような言動は厳に慎むこと。
- 3 奨学金貸与事業の申請は、犯罪被害者等から直接日本財団あてに提出されるものであるが、犯罪被害者等から当該申請に当たって相談を受けた場合には、懇切丁寧な説明など必要な援助を行うこと。
- 4 奨学金貸与事業に係る募集案内は、警察施設の窓口など衆目を集める場所に備え付け、積極的な広報活動を実施すること。

なお、奨学金貸与事業に係る募集案内については、別途通知する。